認証評価制度について

(1) 現行制度・現状

- 平成 13 年から 14 年にかけて、総合規制改革会議より、国の規制は可能な限り 見直し、事前規制型から事後チェック型へと移行することが求められた。これを踏まえ、事前規制である大学の設置認可についても、大学の質の保証に係る新たなシステムとして、大学設置・学校法人審議会の内規等の審査基準を廃止し、設置基準等の法令上の要件を満たせば大学の設置を認可(準則主義化)することと併せ、大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備することとし、認証評価制度は平成 16 年度に創設された(学校教育法の改正)。
- 〇 大学は7年以内(専門職大学院は5年以内)に1回、文部科学大臣の認証を受けた機関(認証評価機関)による認証評価を受けることが義務付けられている。
- 現在、2巡目の評価が実施されているところであるが、その制度については、
 - ・法令適合性等の外形的な評価項目等が多く、必ずしも教育研究活動の質的改善が中心となっていない、
 - 評価結果を教育活動の改善に生かす仕組みが十分でない、
 - ・認証評価以外にも、様々な評価・調査業務への対応に追われるなどのいわゆる 「評価疲れ」の問題、
 - 社会一般における認証評価の認知度が十分でない、

などの課題があったため、平成 28 年 3 月の中央教育審議会大学分科会「認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)」を受けて、省令改正が行われ、三つの方針に関することと、教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み(内部質保証)に関することを大学評価基準の共通項目に設定するとともに、内部質保証については重点的に認証評価を行うこととした。(平成 30 年 4 月 1 日施行)。

(2)課題

○ こうした制度改正により、大学の教育研究活動の質的改善についての評価が充実されることが期待されるが、認証評価を受審する大学の負担が非常に大きいこと、国立大学については国立大学法人評価とともに認証評価も行うためさらに負担が大きいこと、受審期間が機関別認証評価(7年以内)と分野別認証評価(5年以内)で異なること、教育研究活動等の質的改善につながるために教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み(内部質保証)に関することをどのように確認するのかなどの問題については解決されていない。

(3) 論点と検討の方向性

(効率的・効果的な評価)

- 複数回にわたり認証評価を受審している大学等については、評価の実益性や負担 軽減の観点から、前回評価で指摘を受けた箇所や改善を図った箇所はこれまでどお り評価することとするが、その他の項目については、自己評価書の記載内容を大幅に 縮減する(例えば、データの提示で済む事項については記述を求めないなど)ことを 可能とするなどの改善を図ることが必要である。
- 大学等における特に優れた取組については、評価結果においてこれまで以上に積極的に記載するなど、各大学等の特色ある教育研究活動を進展させるような評価を 行うとともに、認証評価とその評価結果を社会に対して積極的にアピールし、幅広く支持を得ることが必要である。
- 「財務に関すること」については、国公立大学における法人評価の年度評価や、私立大学が独自に実施する外部評価等において、内容、期間、体制等に関する一定の要件を満たし、認証評価よりも短いスパンできめ細かく受審していると確認ができた場合は、機関別評価において、年度評価や外部評価等の当該結果を添付することをもって「財務に関すること」の評価を受けていると整理することが必要である。
- 国立大学法人については、国立大学法人評価においても、大学の教育研究の状況について評価していることに鑑み、国立大学法人評価と認証評価の目的等の異同に留意しつつ、効率化の観点から認証評価の実施方法の工夫ができないか。(公立大学法人評価については、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとされていることから、認証評価と法人評価で重複する評価項目を整理することはできないか。)

(分野別認証評価)

〇 専門職大学院に係る分野別認証評価については、制度創設当初に「専門職大学院は 新たに創設される制度であり、第三者評価による質の維持向上が不可欠である」等と いう理由から設けられているが、制度創設当初に設置された専門職大学院については 既に3巡目の分野別認証評価に入っていることなどから、例えば、受審期間を7年以 内とし、機関別評価と一体的に行うことを可能とするなど、根本的に見直すこととし てはどうか。

(受審期間)

○ 大学評価基準に適合していないと認定された大学等については、評価結果を改善に 繋げやすくする観点から、例えば、受審期間を一時的に現在の7年以内(5年以内) よりも短くすることは考えられないか。

(内部質保証)

O 認証評価機関は、教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み(内部質保証)の 構築状況のみならず、当該大学の教育研究活動等の質的改善の状況を確認してはどう か。

(4) 具体的な対応例

(効率的・効果的な評価)

- 認証評価機関の裁量によるものの、複数回にわたり認証評価を受審している大学 等について自己評価書の記載内容を大幅に縮減したり、「財務に関すること」につい て他の評価等を活用したりする。
- 認証評価機関は、大学の優れた取組を積極的に評価結果に記載するとともに、文 部科学省と連携し、認証評価と評価結果における各大学等の特色ある教育研究活動 を積極的に発信する。
- 国立大学法人評価と認証評価の関係性については、機関別認証評価において「財務に関すること」は国立大学法人評価の当該結果を添付することをもって評価を受けていると整理するほか、より効率的な評価を目指し、引き続き検討する。(公立大学法人評価と認証評価の関係性についても、同様に検討する。)

(分野別認証評価・受審期間)

○ 認証評価機関は、評価結果において自らが定める大学評価基準に適合しているか 否かの認定をすること、受審期間に関すること(機関別認証評価と分野別認証評価 を揃えることや、大学評価基準に適合していないと認定された場合は受審期間を一 時的に短くすること)については、認証評価に関する法令において規定する。

(内部質保証)

○ 認証評価機関は、今後、学修成果等に関する情報公開が各大学に義務づけられた際には、共通の定義に基づいて整理された各大学における学修成果等のデータを相対的に活用し、単位の取得状況や学修時間等について人材育成目的や規模が近い大学の状況等と比較したり、経年比較により改善状況を確認したりすることにより、教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み(内部質保証)がしっかり機能しているか否かの確認を行う。また、教学マネジメントに係る指針が策定された際には、その内容にも留意することとする。

(参考) 認証評価制度の仕組み

【種類】

- ① 大学の教育研究等の総合的な状況の評価(機関別認証評価)(7年以内ごと) 大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価
- ② 専門職大学院及び専門職大学の評価(分野別認証評価) (5年以内ごと) 専門職大学院及び専門職大学の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について評価

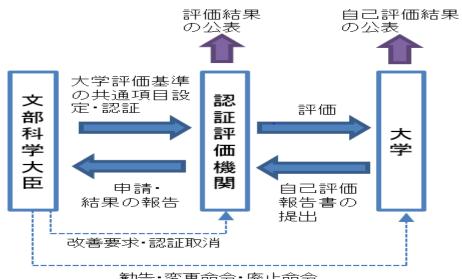
【方法】

- 各認証評価機関が定める大学評価基準に従って実施
- 大学は認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択

【大学評価基準】

認証評価機関は自ら定める大学評価基準に基づいて評価を行う。大学評価基準については文 部科学省令において大枠(※)が定められており、各認証評価機関はこの大枠の範囲内で具体的 な基準を定めることとなる。

- (※) 文部科学省令において定める大学評価基準の大枠
- 1. 大学評価基準が学校教育法や大学設置基準などの法令に適合していること
- 2. 大学評価基準に大学の特色ある教育研究の進展に資する項目が定められていること
- 3. 大学評価基準に次の事項が含まれていること
 - ①教育研究上の基本組織、②教員組織、③教育課程、④施設及び設備、⑤事務組織、⑥三つの 方針(卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針)、⑦教 育研究活動等の状況に係る情報の公表、⑧内部質保証、⑨財務、⑩その他教育研究活動等



勧告,変更命令,廃止命令